

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成27年11月19日（木）14:42～14:59
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表

委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

#### <提案者>

原 秀樹 徳島市長

岡田 元成 徳島市保健福祉部長

鈴田 善美 徳島市保健福祉部障害福祉課長

#### <事務局>

佐々木 基 内閣府地方創生推進室長

川上 尚貴 内閣府地方創生推進室長代理

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 特例子会社認定要件の緩和による障害者の働く環境づくりの推進
- 3 閉会

---

○藤原次長 お待たせして済みません。時間が押しまして、これから30分間でございますけれども、続きましてきょうは原市長にもおいでいただいておりますけれども、徳島市の御提案につきましての御審議のお時間とさせていただきたいと思っております。障害者の雇用の関係の特例措置をぜひということでございます。時間は30分間でございますので、10分ないし15分間でプレゼンテーションいただきまして、その後、意見交換という形にさせていただきます。

八田座長がきょうお休みでございますが、原委員のほうで座長代理ということで議事進行をお願いしたいと思います。原委員、お願いします。

○原委員 お忙しい中、大変ありがとうございます。お待たせして済みませんでした。

御説明をお願いいたします。

○原市長 市長の原でございます。

きょうはこのような機会を設けていただきまして、まことにありがとうございます。

まず若干徳島市の状況、概況を説明させていただきます。

徳島市は四国の徳島県の東部に位置しまして、吉野川と、その支流が育みました三角州に発達した、人口約26万人の県庁所在地でございます。主要産業では地場産業であります木工業をはじめ、化学工業、食品製造業、農林水産業等々がございます。

人口につきましては、平成7年の26万9,000人をピークに減少傾向が顕著でございます。平成22年には26万5,000人に減少いたしております。国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、今後も減少が続いて、平成52年には約20万6,000人にまで減少すると推計されております。

また、生産年齢人口、いわゆる年少人口につきましても、今後も減少傾向が続くと予想されている一方で、老年人口は増加傾向にございまして、今後も増加傾向は続いて、平成52年には約8万1,000人にまで増加すると推計されてございまして、総人口に占める割合、いわゆる高齢化率が39.5%と見込まれております。

このような将来の人口予測の中、現在、本市におきましても人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定をしているところでございます。このたびの国家戦略特区提案をさせていただきました案件につきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律に係ります特例子会社制度の規制緩和でございます。

資料の表紙にもございますように、本市において高齢化、生産年齢人口の減少が予測される中で、障害を持つ人の社会的・経済的自立は必要不可欠なものと考えております。このため、障害を持つ人それぞれの状況に配慮するとともに、特性を生かすことのできます雇用の場の創出を進めまして、障害を持つ人も地域の担い手として活躍するまちを目指していきたいと考えております。

それでは、具体的な提案につきましては担当から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○岡田部長 徳島市の保健福祉部長の岡田でございます。よろしくお願いたします。

提案の内容につきまして、お手元の資料で御説明をさせていただきます。

1 ページ、まず徳島市の障害者雇用の状況についてでございますが、一番上の中ほど、徳島市の障害者数は1万7,265人で過去5年間で約10%増えております。これは精神障害者が増えていること、それから、生活習慣病等の疾患に伴う身体障害者の増などが要因であると考えております。

次に、障害者の就労につきましては、図の中段にございますように障害福祉サービスによる就労と、民間企業等における一般就労がございまして、平成26年のデータでございますが、本市における障害福祉サービス、就労系の利用者数は868人となっておりまして、多くの方が創作活動や生産活動等を通じて、就労に必要な知識や能力の向上に向けた訓練を受けております。

また、障害者の雇用義務のある従業員50人以上の規模の民間企業におきまして、従業員として働いておられる一般就労の人数は、徳島県内で1,345人となっております。障害者の就労機会を確保することは、今後、人口減少や高齢化により生産年齢人口の減少が想定される中で、障害者が社会的、経済的に自立するためにも、また、障害者が生きがいを持った生活を送るためにも大変重要であると考えております。

徳島市におきましても、ハローワークをはじめとする関係機関と連携を図りながら、障害者の雇用促進に努めておりますが、障害者の雇用環境は依然として厳しい状況でございます。

なお、障害の程度により一般就労が困難な方につきましては、就労系の福祉サービスによる支援が必要とされておまして、障害を持つ人の特性に応じた多様な雇用形態や雇用環境の整備が求められているところでございます。

2 ページ、障害者雇用の理想の形といたしまして、徳島市といたしましては障害を持つ人も地域の担い手として活躍するまちを考えております。そのためには資料のイメージ図にもございますが、地域経済と福祉サービスの両面からの取り組みが重要であると思っております。

まず地域経済の取り組みでは、徳島市の地域資源を活用した産業を振興いたしまして、新たな雇用を創出することによりまして、高齢者や障害者など、多様な働き手が活躍できる環境づくりに寄与できると考えております。そのためには、①～③の雇用機会の拡大、就労環境の整備、障害者への理解促進等が必要となってまいります。また、福祉サービスの取り組みでは、一般就労が難しい障害者に対しまして、それぞれの障害の特性に応じた就労への導きやサポートを行うなど、きめ細やかな対応が求められております。具体的には障害者への相談支援体制の充実、就労移行支援の充実、サービスの効果的な利用の推進等に取り組んでまいります。障害者がそれぞれの特性に応じて地域社会で活躍していくためには、経済と福祉の両面から障害者の受け皿となる環境づくりが必要でございまして、さらに事業者、行政、住民がそれぞれの役割の中で障害者の社会的、経済的自立をサポートする必要があると考えております。中でも事業主には障害者の積極的な雇用が求められているところでございます。

3 ページ、特例子会社による障害者雇用の制度について御説明いたしますと、障害者の雇用の促進等に関する法律では、障害者の雇用機会の確保を図るため、事業主に対しまして常時雇用する従業員の一定割合、法定雇用率では従業員50人以上規模の民間企業は2.0%となっております。一定割合以上の障害者を雇用することが義務づけられております。

また、特例子会社制度につきましては、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には障害者を含め子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものと見なし、実雇用率を算定できることとされております。平成26年5月のデータでは、全国で391社の特例子会社が設立されております。

4 ページ、法律に基づく特例子会社の認定要件といたしましては、親会社にあつては子

会社の意思決定機関を支配していること。役員派遣や出向等の人的交流が密であることなどがございます。また、子会社の要件といたしましては、特例子会社の役員のうち少なくとも1名が親会社の役員または従業員から選任されていることのほか、雇用される障害者の人数や割合等の要件が規定されております。

5 ページ、ここでは特例子会社のメリットをまとめておりますが、お示ししておりますように、この制度を活用することによりまして、事業主及び障害者双方に多くのメリットがございます。事業主にとりましては、障害の種別や特性に配慮した仕事の確保、職場環境の整備が容易となり、障害者の能力を十分に引き出すことができるなどのメリットがございますし、障害者にとりましても雇用機会の拡大のほか、労働環境や雇用条件に配慮された個々の特性に応じた継続して安定性のある働きができることが大きなメリットと考えられます。

6 ページ、徳島市における特例子会社の設立状況でございますが、現在、大塚製薬株式会社の子会社であるはくとふる川内株式会社の1社のみでございますが、徳島県内におきましても生活協同組合とくしま生協の子会社であるハートフルコープとくしまと合わせた2社のみとなっております。特例子会社の設立が余り進んでいない状況でございます。

その要因といたしましては、中小企業の多い徳島県におきましては1社単独では企業収益バランス等の経済性の確保と、障害者へのサポート体制のある子会社の設立要件を満たすことが難しい状況があることが考えられます。

7 ページ、最後に、新たな特例子会社の形態といたしまして、徳島市から提案させていただいております具体的な規制緩和の内容をイメージでお示しております。徳島市モデルでは親会社と子会社の人的関係や支配関係の要件を緩和いたしまして、資本関係のない複数の会社による共同出資会社等でも一定の要件を満たすことにより、特例子会社を設立することが可能とするものでございます。多様な職種の企業が協力、連携しまして、新たな特例子会社において障害者の共同雇用を行うことによりまして、中小企業間の特例子会社の設立を促進し、障害者の雇用機会の拡大や、障害者が働ける環境づくりが進むことが期待できるものでございます。

なお、障害者雇用率のカウントにつきましては、各親会社の出資比率等による案分等も考えられるところでございます。さらに徳島市といたしましては、今回の御提案による施策を通じまして、ハローワークや徳島県、さらに商工会議所をはじめとする地元経済団体とも連携いたしまして、障害者への就労支援体制の一層の充実を進めてまいりたいと考えております。

御説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○原委員 大変ありがとうございました。

これは複数の会社でつくる場合に、どのような事業をこの子会社さんでされるのが例えばイメージされるのでございましょうか。

○岡田部長 集まっていたく企業というのは特に関連性のない事業内容でありましても、

障害者がそれぞれの会社の専門の、こういうことで働いていただきたいという業種をまとめることによりまして、より障害者がそれぞれの特性といいますか、能力を生かして働いていただきやすい職場づくりができるのではないかと、特に会社の関連性というのは余り考慮しなくてもよいのではないかと考えております。

○鈴木委員 大変すばらしい御提案だと思います。ぜひ進めるべきだと思います。私は実は規制改革会議の時代に特例子会社をつくる時に相当頑張ったので、使い勝手が悪かったんだと聞いていて反省をしているところなのですけれども、何かそのとおりだとしか言いようがないと思うのです。ただ、ここに乘ってくるのが果たしていい戦略かどうかというのは疑問があって、構造改革特区とか、あるいは規制改革会議の本体に持っていくという手もあるので、事務局で少し御相談させていただいて、一番最適な戦略で進められればという感想を持ちました。

○岡田部長 私どもといたしましても、障害者雇用の充実、促進というのは全国的に広げるべきだと考えておりますので、この取り組みが全国で採用されれば、それはありがたいことだと思っております。

○原委員 これまでも御提案いただいた中で、国家戦略特区のワーキンググループから構造改革特区につなげていったり、あるいは規制改革会議につなげていくということはできていますので、ぜひそういった形で御相談させていただけましたらと思います。やっていく上で何かもう少し御確認しておいたほうがよろしいことはございますか。

○鈴木委員 そうですね。だから厚労省が心配するとすると、責任の所在みたいな話が一番ネックなのかなと思うのです。だからそこを共同出資の場合にどういう、要するに彼らが考えることは、これが簡単に潰れてしまって障害者たちが路頭に迷うことがないようにという発想だと思うのですけれども、そうすると共同出資なのだけれども、例えば一定の自己資本を積ませておいて、簡単に潰れないようにするとか、あるいは最終的にその責任は共同出資なのだけれども、どこかの会社が担うような体制にするとか、もう少し制度設計の工夫があると説得しやすくなるのではないかと思います。

○岡田部長 おっしゃるように、以前、同様の提案が実現されなかったのは、親会社との関係が薄い場合に、もしうまくいかなかった場合の問題があって、そことの関係を深くすることで担保しているということを伺っております。この部分につきましてはいろいろと御相談をさせていただいて、それが担保できる方策を考えていきたいと思っております。

○阿曾沼委員 基本的に新しい会社をつくる時には、事業主体の顔が見えるということが非常に重要ですね。資金調達するにしても何にしても、そういう意味では事業主体の顔が見える方策を共同出資の中でどう担保していくかということだと思います。出資もいろいろな出し方があるので、いろいろな工夫があるのだろうと思います。

○原委員 事務局からありますか。

○事務局 特にこれということはありません。申しわけございません。私は厚生労働省との調整を担当しておるところでございます。

今、鈴木委員からお話がございまして、確かに実質論として障害者の方々に対する責任を誰が持つんだというのが片方ではあるかと思えます。また、障害者の雇用対策そのもののつくりが法定雇用率というものを守ってください。それを満たすための1つの手段として特例子会社というものがあるということでございまして、その義務を負われる方というのは会社の事業主の方々という形式論でございます。だから本来であれば系列会社であったとしても、100%子会社であっていても、それは法人格が違う以上は違った事業主体になるという形式論といいたいまいしょうか、それがいいのか悪いのかというのはともかくといたしまして、そういう発想で来ておるものでございますので、そこを今おっしゃられた実質論であるとか、必要性とか許容性、相当性というところでどこまでできるのかなということであろうかなと、お話を伺いながら考えさせていただきました。

感想めいたコメントで申しわけございませんが。

○原委員 これは引き続き何らかの形で検討したいと思えます。

どうもありがとうございました。